

年金の加入者へ
国民年金皆

国民年金制度

4月から一部変わります

平成十四年四月から、国民年金保険料の納付先が村から国（社会保険庁）に変わります。第3号被保険者（会社員の人などに扶養されている配偶者）の届け出も本人による届け出が必要になり、保険料の半額免除制度が新設されます。今月号では、四月一日から一部変更になる国民年金事務と保険料の納付により受けることができる基礎年金について簡単にお知らせします。

第3号被保険者本人は届け出がいりません

第3号被保険者（会社員の人などに扶養されている配偶者）の届け出は、これまで村の国民年金係に届け出ただいていましたが、四月以降は配偶者の勤務先の事業主が社会保険事務所へ届け出ることになります。このことにより、第3号被保険者が直接届け出する必要がなくなります。

ただし、扶養者が退職の場合などは、従来どおり村の国民年金係に届け出をしてください。

「半額」免除制度が新しく設けられました！

現在、収入が少ないなど経済的な理由で保険料を納めることが困難な人を対象に保険料の「全額免除」制度がありますが、これに加え四月から新たに保険料の「半額免除」制度が始まります。

申請は村の国民年金係窓口でしていただくこととなりますが、

学生納付特例制度の範囲が拡大されます！

平成14年4月から、**夜間部、定時制課程、通信制課程の学生の方も**、学生納付特例制度の対象となり、市区町村の国民年金担当窓口で申請できるようになります。

学生本人の前年の所得が68万円（給与収入では133万円）以下であれば、申請して承認された期間は保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例は前年の所得を基準としますので、年度ごとに改めて申請をしてください。

注) 学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生の方などは、学生納付特例制度は適用されません。



国民年金の問い合わせは

役場住民課・国民年金係(☎2113 内線132)または、岩手社会保険事務局宮古事務所(☎0193@1963)まで。



国民年金制度など、住民課の窓口でお気軽にご相談ください

保険料の納付先が村から国(社会保険庁)に

国民年金の保険料は、これまで村が納付書を送付し村に納めていただいていたましたが、平成十四年四月からは国（社会保険庁）から直接納付書が送付され国に納めていただくこととなります。

保険料の納付窓口は、全国の郵便局（簡易郵便局を含む）、銀行、信用金庫、労働金庫、農協、漁協などの金融機関や社会保険事務所になります。（村役場の窓口で納めることができるのは午前中ですので、ご注意ください。）

ただし、平成十三年分の保険料については、四月三十日まで村役場の窓口で取り扱います。

「全額免除」か「半額免除」となるかは所得に応じて決定されます。保険料の半額免除を認められた期間については、十年間の範囲内で保険料を追納することができません。追納がない場合

は、その期間の老齢基礎年金の額は三分の二（全額免除は三分の一）の計算になります。この免除制度は学生には適用されず、学生納付特例制度の適用を受けることとなります。